

京都大学国際科学イノベーション棟規程等新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">京都大学国際科学イノベーション棟規程 (平成27年3月10日総長裁定)</p> <p>(前 略) (長期使用施設の使用)</p> <p>第7条 } (略) (1)~(4) }</p> <p>2 前項の施設の使用期間は、当該事業の事業期間の範囲内で統括管理者が認める期間とする。ただし、統括管理者が特に必要と認めた場合は、当該期間を<u>延長</u>することができる。</p> <p>3 申請者は、前項ただし書に規定する使用期間の<u>延長</u>を希望する場合は、使用期間満了日の2月前までに所定の申請書を統括管理者に提出しなければならない。</p> <p>(中 略) (使用許可の取消等)</p> <p>第13条 統括管理者は、次の各号の一に該当する場合、施設の使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。</p> <p>(1) 使用責任者がこの規程に違反し、又は違反するおそれがあると統括管理者が認めるとき。</p> <p>(2) 使用責任者が、使用申請書に虚偽の記載をしたとき。</p> <p><u>(3) 本学において、管理上の事由が生じたとき。</u></p> <p>2 前項第1号及び第2号により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたことによって使用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。</p> <p>(中 略) (事務)</p> <p>第21条 (略)</p> | <p>(長期使用施設の使用)</p> <p>第7条 } (同 左) (1)~(4) }</p> <p>2 前項の施設の使用期間は、当該事業の事業期間の範囲内で統括管理者が認める期間とする。ただし、統括管理者が特に必要と認めた場合は、当該期間を<u>更新</u>することができる。</p> <p>3 申請者は、前項ただし書に規定する使用期間の<u>更新</u>を希望する場合は、使用期間満了日の2月前までに所定の申請書を統括管理者に提出しなければならない。</p> <p>(使用許可の取消等)</p> <p>第13条 } (同 左) (1) } (2) }</p> <p><u>(3) 事実上使用していないと認められるとき。</u></p> <p><u>(4) 使用許可に係る事業が終了したとき。</u></p> <p><u>(5) 事業達成の見込みがないと統括管理者が認めたとき。</u></p> <p><u>(6) (同 左)</u></p> <p><u>(7) その他使用を継続しがたい事由があるとき。</u></p> <p>2 前項各号(第6号を除く。)により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたことによって使用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。</p> <p>(事務)</p> <p>第21条 (同 左) (規程の変更)</p> <p>第22条 総長は、次の各号に掲げる場合には、<u>使用責任者の同意を得ることなくこの規程を変更できるものとする。</u></p> <p><u>(1) この規程の変更が、使用責任者の一般の利益に適合するとき。</u></p> <p><u>(2) この規程の変更が、規程第2条の目的及びイノベーション棟使用の目的に反せず、</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(その他) 第22条 (略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学東京オフィス規程 (平成21年7月14日総長裁定)</p> <p>(前 略) (開館時間) 第8条 東京オフィスの開館時間は、午前8時30分から午後8時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認めるときは、<u>その時間</u>を延長又は短縮することがある。 (中 略) (使用申請及び許可) 第11条 会議室等を使用しようとする場合は、あらかじめ管理責任者にその使用を申請して、許可を受けなければならない。 2～4 (略) 5 第2項の規定により紹介者となった役員又は教職員は、当該使用責任者がこの規程に従わない場合は、当該使用責任者に連絡 <u>若しくは必要な指導等</u>を行い、又はその責務を代行しなければならない。 6 使用責任者は、使用の許可を受けた後において、使用日時を変更し、又は使用を取り止める場合は、速やかに管理責任者に申し出て、その許可を受けなければならない。 7 第1項 <u>又は前項</u>の申請は、当該使用しようとする日(複数日に連続してまたがる場合はその最初の日)の原則6ヶ月前から10日前までに所定の申請書を管理責任者に提出 <u>しなければならない</u>。</p> <p>(中 略) (使用責任者の責務) 第13条 } (略) (1)・(2) }</p> | <p><u>かつ、イノベーション棟管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</u></p> <p>2 前項による規程の変更にあたっては、<u>規程の変更をする旨及び変更後の規程の内容並びに変更の効力発生日を、当該効力発生日までに相当な期間において本学ホームページに掲示し、又は使用責任者に電子メール若しくは文書で通知するものとする。</u></p> <p>(その他) 第23条 (同 左)</p> <p>(開館時間) 第8条 (同 左)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認めるときは、<u>開館時間</u>を延長又は短縮することがある。</p> <p>(使用申請及び許可) 第11条 } (同 左) 2～4 } 5 第2項の規定により紹介者となった役員又は教職員は、当該使用責任者がこの規程に従わない場合は、当該使用責任者に連絡、<u>必要な指導等</u>を行い、又はその責務を代行しなければならない。 6 (同 左)</p> <p>7 第1項 <u>の使用</u>の申請は、当該使用しようとする日(複数日に連続してまたがる場合はその最初の日)の原則6ヶ月前から10日前までに、<u>前項の使用日時の変更又は使用の取止めの申請は、当該変更又は取止めをしようとする使用日の10日前までに、</u>所定の申請書を管理責任者に提出 <u>して行わなければならない</u>。</p> <p>(使用責任者の責務) 第13条 } (同 左) (1)・(2) }</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(3) 使用を許可された会議室等及びその設備、備品等を他の者に <u>一部又は全部を</u> 転貸しないこと。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(施設使用料)</p> <p>第15条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 一旦納付された施設使用料は、返還しない。ただし、本学の都合により使用許可を取り消し、又は <u>中止した場合は、施設使用料の全部又は一部を返還する。</u></p> <p>(原状回復)</p> <p>第16条 使用責任者は、当該施設の使用を終えたとき（第14条の規定により使用を <u>中止した場合を含む。</u>）は、直ちに原状に回復して返還しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第19条 } (略)</p> <p>(1)～(5) } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第20条 } (略)</p> <p>(その他) } (略)</p> <p>第21条 } (略)</p> <p>京都アカデミアフォーラム規程 (平成29年6月13日総長裁定)</p> <p>(前略)</p> | <p>(3) 使用を許可された会議室等及びその設備、備品等 <u>の全部又は一部</u> を他の者に転貸しないこと。</p> <p>(4)・(5) (同左)</p> <p>(施設使用料)</p> <p>第15条 } (同左)</p> <p>2 } (同左)</p> <p>3 一旦納付された施設使用料は、返還しない。ただし、本学の都合により使用許可を取り消し、又は <u>中止させた場合は、施設使用料の全部又は一部を返還する。</u></p> <p>(原状回復)</p> <p>第16条 使用責任者は、当該施設の使用を終えたとき（第14条の規定により使用を <u>中止させた場合を含む。</u>）は、直ちに原状に回復して返還しなければならない。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第19条 } (同左)</p> <p>(1)～(5) } (同左)</p> <p>2 } (同左)</p> <p><u>(規程の変更)</u></p> <p>第20条 総長は、次の各号に掲げる場合には、<u>使用責任者の同意を得ることなくこの規程を変更できるものとする。</u></p> <p>(1) <u>この規程の変更が、使用責任者の一般の利益に適合するとき。</u></p> <p>(2) <u>この規程の変更が、第2条の目的及び東京オフィスの使用目的に反せず、かつ、東京オフィス管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</u></p> <p>2 <u>前項による規程の変更にあたっては、規程の変更をする旨及び変更後の規程の内容並びに変更の効力発生日を、当該効力発生日までに相当な期間において本学ホームページに掲示し、又は使用責任者に電子メールで通知するものとする。</u></p> <p>(事務)</p> <p>第21条 } (同左)</p> <p>(その他) } (同左)</p> <p>第22条 } (同左)</p> |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>(目的)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1) } (2) 本学の東京地区における産官学連携活動の推進拠点として、本学の子会社（会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき子会社と認められるものをいう。以下同じ。）と連携し、本学における研究教育及び学術文化の発展並びに社会貢献に寄与すること。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 } (略)</p> <p>(1)・(2) } (3) 同居子会社 前条第2号に掲げる目的を達成するため、本学と連携して活動を行う本学の子会社であって、アカデミアフォーラムの長期使用を行う者 (4) 参加者 パートナー大学及び同居子会社 (中 略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第8条 アカデミアフォーラムの開館時間は、午前8時30分から午後9時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、統括管理者が特に必要と認めたときは、<u>その時間</u>を延長又は短縮することがある。 (中 略)</p> <p>(長期使用の許可等)</p> <p>第10条 京都府内の大学又は本学の子会社は、アカデミアフォーラムを長期使用しようとする場合は、あらかじめ統括管理者に申請し、許可を受けなければならない。 2～5 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(会議室使用料)</p> <p>第16条 } (略)</p> <p>2 } 3 一旦納付された会議室使用料は、返還しない。ただし、本学の都合により使用許可を取り消し、又は<u>中止した</u>場合は、会議室使用料の全部又は一部を返還する。 (中 略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第22条 } (略)</p> <p>(1)～(5) } 2 }</p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1) } (2) 本学の東京地区における産官学連携活動の推進拠点として、本学の子会社（会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき子会社と認められるものをいう。以下同じ。）<u>等</u>と連携し、本学における研究教育及び学術文化の発展並びに社会貢献に寄与すること。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1)・(2) } (3) 同居子会社<u>等</u> 前条第2号に掲げる目的を達成するため、本学と連携して活動を行う本学の子会社<u>等</u>であって、アカデミアフォーラムの長期使用を行う者 (4) 参加者 パートナー大学及び同居子会社<u>等</u></p> <p>(開館時間)</p> <p>第8条 (同 左)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、統括管理者が特に必要と認めたときは、<u>開館時間</u>を延長又は短縮することがある。</p> <p>(長期使用の許可等)</p> <p>第10条 京都府内の大学又は本学の子会社等 は、アカデミアフォーラムを長期使用しようとする場合は、あらかじめ統括管理者に申請し、許可を受けなければならない。 2～5 (同 左)</p> <p>(会議室使用料)</p> <p>第16条 } (同 左)</p> <p>2 } 3 一旦納付された会議室使用料は、返還しない。ただし、本学の都合により使用許可を取り消し、又は<u>中止させた</u>場合は、会議室使用料の全部又は一部を返還する。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第22条 } (同 左)</p> <p>(1)～(5) } 2 }</p> <p>(規程の変更)</p> <p><u>第23条 総長は、次の各号に掲げる場合には、使用責任者及び使用者の同意を得ることなくこの規程を変更できるものとする。</u></p> |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>(事務) 第 <u>23</u> 条 } (その他) } (略) 第 <u>24</u> 条 }</p> | <p>(1) この規程の変更が、使用責任者及び使用者の一般の利益に適合するとき。 (2) この規程の変更が、第2条の目的及びアカデミアフォーラムの使用目的に反せず、かつ、アカデミアフォーラム管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</p> <p>2 前項による規程の変更にあたっては、規程の変更をする旨及び変更後の規程の内容並びに変更の効力発生日を、当該効力発生日までに相当な期間において本学ホームページに掲示し、又は使用責任者及び使用者に電子メールで通知するものとする。</p> <p>(事務) 第 <u>24</u> 条 } (その他) } (同 左) 第 <u>25</u> 条 }</p> <p>附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p> |